

大槌町障がい福祉プラン策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、現行の「第3期大槌町障がい者計画(基本計画)」及び「第6期大槌町障がい福祉計画・第2期大槌町障がい児福祉計画(実施計画)」(以下、「計画」という。)の達成状況を把握し、加えて国から示される基本方針や、住民の意見などを踏まえ、関係する町の計画との整合性を図りながら、効率的かつ効果的に計画を策定する必要があることから、高度な専門知識と技術及び豊富な創造性を有する質の高い事業者を提案により審査し選定する「公募型プロポーザル」を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称 大槌町障がい福祉プラン策定支援業務

(2) 業務の内容

第4期大槌町障がい者計画(基本計画)及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(前期実施計画)の策定

(3) 計画期間

①第4期大槌町障がい者計画(基本計画)

令和6年度から令和11年度まで(6年間)

②第7期大槌町障がい福祉計画・第3期大槌町障がい児福祉計画(実施計画)

前期:令和6年度から令和8年度まで(3年間)

(4) 委託契約期間 契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(5) 委託契約上限額 5,764,000円(消費税及び地方消費税含む)

3 日程

プロポーザルの全体の日程は、次のとおりとする。

公募開始	令和5年6月30日(金)
受付期間	公募開始から 令和5年7月14日(金)17時まで
質問の受付期限	令和5年7月10日(月)17時まで
質問への回答	令和5年7月14日(金)
参加資格確認結果通知書発送	令和5年7月20日(木)
企画提案書等の提出期限	令和5年7月28日(金)17時まで
審査会(プレゼンテーション)	令和5年8月4日(金)※予定
選定結果の通知	令和5年8月7日(月)
契約予定日	令和5年8月上旬

4 参加資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 令和5年度の大槌町入札参加資格者名簿に登録されている者であること又は、「プロポーザル参加申込書」に付して次のすべての書類を提出できること。
 - ア 定款
 - イ 法人登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書(直近1か月以内のもの)
 - エ 財務諸表(直近のもの)
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(税の未納が無いことを証明するもの)
- (2) 地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。及び同条第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過していない者でないこと。
- (3) 令和5年4月1日現在において、過去2年以上の営業実績があること。
- (4) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (5) 国税、地方税を完納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 申し込み

(1) 参加申し込み

ア 申し込み期間 令和5年6月30日(金)から7月14日(金)午後5時まで

イ 提出書類 プロポーザル参加申込書(様式第1号)
誓約書(様式第2号)

※令和5年度大槌町競争入札等参加資格者名簿に登録の無い法人は、4(1)アからオまでに掲げる書類を併せて提出すること

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年7月28日(金)正午まで

イ 提出書類 企画提案書(様式第3号)
類似業務の実績リスト(様式第4号)
業務の実施体制調書(様式第5号)

ウ 提出部数 正本1部、副本5部(副本は正本を複写したもので可)

(3) 提出方法

持参又は郵送

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年7月3日(月)から7月10日(月)正午まで

(2) 受付方法

電子メールによる質問書(様式第6号)の提出による。電話での質問には応じないこととする。なお、送信した際には、その旨を電話にて連絡すること。

また、町は電子メールの送受信に起因するトラブルには一切の責任を負わないものとする。

(3) 回答方法

令和5年7月10日(月)までに全ての参加意向申出書を提出した者に電子メールで通知する。

7 審査及び事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 企画提案書の内容について書類審査及びプレゼンテーションにより評価する。
- ② プロポーザル審査会実施の日程及び場所は、応募状況を確認後速やかに通知する
- ③ プレゼンテーションの時間は20分以内とし、質疑時間は10分とする。
- ④ プレゼンテーション出席者は2人以内とします。
- ⑤ 提出済みの企画提案書のみを使用し、パソコンやプロジェクター等の電子機器の使用は認めない。
- ⑥ 企画提案者が1者のみの場合はプレゼンテーションを省略し、書類審査にて評価する。

(2) 選定方法

- ① 評価基準は別紙「大槌町障がい福祉プラン策定業務委託事業者 評価基準」のとおり。
- ② 評価は町が設置する選定委員会(非公開)において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、「評価基準」に基づき内容を評価(採点)し、最高得点者を優先に選定する。
- ③ 選定委員
「大槌町障がい福祉プラン策定事業者選定委員会設置要綱」のとおり。

(3) 注意事項

- ① プレゼンテーションの内容は企画提案書の内容とする。
- ② 追加提案の説明書や参考資料の配付は認めない。
- ③ 受託者となった際に、実際に本町を担当することとなる社員等は説明者として出席すること。なお、都合により出席できない場合は事前に連絡すること。

(4) 選定結果

参加したすべての事業者へ文書で通知するとともに、町ホームページで公表する。

なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

8 失格時効

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出後の企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 公募開始の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (4) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他、選定委員会が適当でないと判断した場合

9 契約

- (1) 審査により最優秀提案とした提案を提出した者を優先交渉権者とし、契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有するものとする。
- (3) 委託費の支払いについては、本業務の完了後に支払うものとする。なお、契約時に着金が必要な場合は事前に町と協議すること。
- (4) 契約締結にあたっては、大槌町個人情報保護条例に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

10 その他

- (1) 事業者の応募がない場合又は優先交渉権者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担するものとする。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断及び無償で行うものとする。

11 提案書類等送付先及び問い合わせ先

所在地 千028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
担当部署 大槌町健康福祉課地域福祉班
担当者 佐々木(和)・佐々木(一)・吉田
電話番号 0193-42-8715(直通)
FAX 0193-42-4314
E-mail fukusi-fukusi@town.otsuchi.iwate.jp